

現行	改正後
<p>(入居の申込み等)</p> <p>第3条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 市長は、条例第10条第1項の規定による公開抽選を行うこととなった場合は、申込者に対し、抽選番号を通知するものとする。</p> <p>(公開抽選)</p> <p>第4条 市長は、<u>条例第10条第1項の規定による公開抽選を行うときは</u>、申込者のうちから4人を選び、これに立ち合わせるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、立ち合わせる人数を1人以上3人以下とすることができる。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(提出書類及び審査)</p> <p>第5条 前条第2項の規定により抽出された者は、市長が指定する期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認める場合には、市長は別の期日を指定することができる。</p> <p>(第1号から第5号まで省略)</p> <p><u>2 条例第10条第2項に該当する者は、入居の申込みの際、前項各号に掲げる書類を提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 第1項に規定する期日から30日を経過する日までに同項各号に掲げる書類の提出がない場合は、条例第9条に規定する入居の申込みがなかったものとみなす。</u></p> <p><u>4 市長は、第1項又は第2項の規定により提出された書類により、入居者資格の有無を審査し、当該書類を提出した者に対し、その結果を通知するものとする。</u></p> <p>(入居順位)</p> <p>第9条 <u>条例第10条第1項の規定により公開抽選を行う場合の入居順位は、次の優先順位ごとに、抽選順位に従って決定するものとする。</u></p> <p>(第1号から第5号まで省略)</p>	<p>(入居の申込み等)</p> <p>第3条 (第1項及び第2項省略)</p> <p>3 市長は、条例第10条第1項の規定による公開抽選 <u>(以下「公開抽選」という。)</u>を行うこととなった場合は、申込者に対し、抽選番号を通知するものとする。</p> <p>(公開抽選)</p> <p>第4条 市長は、公開抽選を行うときは、申込者のうちから4人を選び、これに立ち合わせるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、立ち合わせる人数を1人以上3人以下とすることができる。</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(提出書類及び審査)</p> <p>第5条 <u>申込者(公開抽選を行う場合にあつては、前条第2項の規定により抽出された者に限る。)</u>は、市長が指定する期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認める場合には、市長は別の期日を指定することができる。</p> <p>(第1号から第5号まで省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>2 前項に規定する期日から30日を経過する日までに同項各号に掲げる書類の提出がない場合は、条例第9条に規定する入居の申込みがなかったものとみなす。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項の規定により提出された書類により、入居者資格の有無を審査し、当該書類を提出した者に対し、その結果を通知するものとする。</u></p> <p>(入居順位)</p> <p>第9条 公開抽選を行う場合の入居順位は、次の優先順位ごとに、抽選順位に従って決定するものとする。</p> <p>(第1号から第5号まで省略)</p>